

「滋賀県保健医療計画」の概要

[計画期間] 平成30年度～平成35年度



I 計画改定の趣旨

前回改定から5年が経過したことから、社会環境の変化や国の動き等を踏まえ、県民ニーズに的確に対応しつつ保健・医療・福祉が一体となって生活を支える「医療福祉」の推進と、地域包括ケアシステムの深化を目指して、「滋賀県保健医療計画」の改定を行う。

II 計画の位置づけ

- 医療法第30条の4第1項の規定に基づく計画
- 本県の保健医療施策推進の目標
- 関連計画との整合を図り、一体的な事業を推進（主な関連計画）
 - ・「レイカティア滋賀高齢者福祉プラン」
 - ・「健康いきいき21 -健康しが推進プラン-」
 - ・「医療費適正化計画」 ・「がん対策推進計画」 等

III 計画の構成

- 第1部 総論
- 第1章 計画に関する基本事項
 - 第2章 保健医療環境の概況
 - 第3章 基本理念
 - 第4章 保健医療圏
 - 第5章 基準病床数
- 第2部 健康づくりの推進
- 第1章 健康づくりと介護予防の推進
- 第3部 総合的な医療福祉提供体制の整備
- 第1章 医療提供体制のあり方
 - 第2章 地域医療構想
 - 第3章 疾病・事業ごとの医療福祉体制
 - 1 がん／2 脳卒中／3 心筋梗塞等の心血管疾患
 - 4 糖尿病／5 精神疾患／6 救急医療／7 災害医療
 - 8 小児医療／9 周産期医療／10 へき地医療
 - 11 在宅医療／12 認知症／13 慢性腎臓病／14 難病
 - 15 アレルギー疾患／16 感染症／17 その他疾病
 - 18 臓器移植・骨髄移植／19 リハビリテーション
 - 20 障害保健医療福祉／21 薬事保健衛生
 - 第4章 健康危機管理の充実
 - 第5章 安全、安心な医療福祉サービスの提供
 - 第6章 患者・利用者を支える人材確保・養成
- 第4部 計画の推進
- 第1章 推進体制および評価

IV 計画の概要

基本理念

『県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現』
～健康的な生活を送るための「医療福祉」の推進と地域包括ケアシステムの深化～

滋賀県保健医療計画で目指す5つの姿

- ① 県民一人ひとりがそれぞれの地域で自分らしく健康的に暮らしている
- ② 高度・専門医療の充実により、効果的な医療サービスが提供されている
- ③ 医療機能の分化・連携が図られ、その人に応じた医療サービスが提供されている
- ④ 高度急性期から在宅医療・介護、そして看取りまで切れ目なくサービスが提供されている
- ⑤ これらのサービスの提供を支える地域の医療福祉の体制が整備されている

主な疾病・事業にかかる施策のポイント

全体のポイント：①地域包括ケアシステムの深化 ②医療福祉の推進 ③医療と介護の連携 ④医療体制の広域化

【健康づくりと介護予防】

- 〈健康づくり〉
- 健康格差の把握と地域の特性を踏まえた施策の推進
 - 健康・医療・介護・社会環境等をデータ分析し、予防的な取組に活用
 - 県内の健康に関する地域格差を検討し、健康寿命延伸に向けた施策の実施
 - 全身の健康との関連に着目した、生涯を通じた歯科保健の推進
 - 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の確立
 - 市町における子育て世代包括支援センターの整備・相談機能の充実
- 〈介護予防〉
- 市町が行う地域づくりによる介護予防への支援

健康づくり

【認知症】

- 地域での日常生活・家族支援の強化
- 本人の状況に応じた医療・介護等の提供

その他

- 【アレルギー疾患】
- 法に基づくアレルギー疾患対策推進計画として位置づけ
 - アレルギー疾患医療提供体制の整備
 - 生活の質の維持・向上のための取組の推進

【がん】

- 患者本位のがん医療の実現
- 尊厳をもって安心して暮らせる社会の構築
 - がんと診断された時からの緩和ケアの推進
 - 地域連携と在宅医療の充実
 - 治療と仕事の両立等、がん患者・家族等の社会的な問題への支援

5疾病

- 【脳卒中・心筋梗塞等の心血管疾患】
- 発症後の速やかな搬送と専門的な診療が可能な体制の構築
 - 脳卒中：急性期医療体制の広域化（7圏域→4ブロック）
 - 心血管疾患：急性大動脈解離等医療体制の構築（4ブロック）

- 【糖尿病】
- 多機関連携、病診連携を含む他科連携による重症化予防対策の推進

- 【精神疾患】
- 多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築
 - 地域精神保健福祉活動の充実と地域包括ケアシステムの構築

- 【リハビリテーション】
- 地域リハビリテーションの推進
 - 介護予防・二次障害予防の推進
 - ライフステージに応じた適切な総合的リハビリテーションサービスの提供

- 【医療情報化の推進】
- ICTの活用による限られた資源の効果的・効率的な連携・活用
 - ICTのさらなる利活用による県民の健康づくりの推進

【救急医療】

- 圏域設定の見直し（7圏域→4ブロック）
 - 医療機能の明確化
- 【災害医療】
- 災害対策（防災）マニュアルの策定支援
 - 医療救護班・災害医療コーディネーター機能の充実・強化

5事業

- 【小児医療】
- 〈小児救急〉
- 圏域設定の見直し（7圏域→4ブロック）
 - 医療資源の効率的な活用
 - 保護者への啓発
- 〈小児在宅医療〉
- 地域における連携体制の構築
 - 小児在宅支援を担う医療機関の拡充
 - 災害時支援体制の構築

- 【周産期医療】
- 周産期医療体制充実・強化
 - NICU（新生児集中治療管理室）病床・GCU（新生児治療回復室）病床の整備
 - 災害時医療体制の構築

- 【へき地医療】
- へき地における医療・医師の確保

- 【在宅医療】
- 入退院と在宅療養との切れ目のない円滑な連携の促進
 - 本人の暮らしを中心に据えた医療福祉の推進

在宅医療

《二次保健医療圏および三次保健医療圏》

種別	圏域名	構成市町数	構成市町名	圏域人口 (単位:人)	圏域面積 (単位:km ²)
二次保健医療圏	大津保健医療圏	1	大津市	340,973	464.51
	湖南保健医療圏	4	草津市、守山市、栗東市、野洲市	333,744	256.39
	甲賀保健医療圏	2	甲賀市、湖南市	145,190	552.02
	東近江保健医療圏	4	近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町	229,799	727.97
	湖東保健医療圏	5	彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町	156,273	392.04
	湖北保健医療圏	2	長浜市、米原市	156,912	931.41
	湖西保健医療圏	1	高島市	50,025	693.05
三次保健医療圏	滋賀県全域	19		1,412,916	4017.38

《基準病床数》

	圏域名	病床数	
		基準病床数	開設許可数
一般病床および療養病床	大津	3,041	3,211
	湖南	2,542	2,932
	甲賀	1,106	1,192
	東近江	1,723	2,294
	湖東	957	1,183
	湖北	1,001	1,217
	湖西	362	411
合計		10,732	12,440
精神病床		2,103	2,329
感染症病床		34	34
結核病床		36	63

主な数値目標

- 【①健康寿命の延伸】
〔平均寿命と健康寿命の差の縮小〕
平均寿命(H25) 男性 81.06年 女性 87.20年
健康寿命(H25) 男性 79.47年 女性 84.03年
差 男性 1.59年 女性 3.17年
- 【②年齢調整死亡率(人口10万対)】
〔がん〕※75歳未満
70.0(H28) ⇒ 減少
〔脳血管疾患〕
男性 26.4(H27) ⇒ 23.8(H35)
女性 17.1(H27) ⇒ 15.4(H35)
〔急性心筋梗塞〕
男性 20.3(H27) ⇒ 18.3(H35)
女性 8.1(H27) ⇒ 7.3(H35)
- 【③周産期・小児医療】
〔周産期死亡率(出産千対)〕
3.8(H24~28平均) ⇒ 全国平均より低い ※全国3.7
〔新生児死亡率(出生千対)〕
1.0(H24~28平均) ⇒ 全国平均より低い ※全国0.9
〔NICU等長期入院児後方支援病床の整備〕
(二次保健医療圏)7圏域中3圏域 ⇒ 各圏域に1か所以上
- 【④在宅医療】
〔訪問診療実施医療機関数〕
病院23 診療所322(H28) ⇒ 病院29 診療所414(H35)
〔24時間体制をとっている訪問看護ステーション数〕
90(H29) ⇒ 102(H35)
- 【⑤認知症】
〔認知症相談医数〕
367人(H28) ⇒ 430人(H35)

※各疾病・事業ごとの検討状況等を勘案し、3年後の中間見直しを目的に二次保健医療圏のあり方を検討